

宿泊事業者用

<事業全般> NO.1



交通費用の助成に対して、なぜ宿泊施設が関係のかかる  
指定宿泊証明書を発行するのですか？



●交通費用助成事業は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた宿泊施設の早期回復を目的としたものです。助成の条件としては、日帰りで旅行ではなく宿泊を伴ったこととあり、宿泊施設に指定宿泊証明書を発行していただくことであります。

<事業全般> NO.2



助成金額の総額はいくばいですか？



●総額は約50億円です。助成対象数は、11万2千人(台)泊(20万人泊見合い)です。  
●助成金は予算額の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていく場合は、助成金を交付しない場合があります。申請受付状況によっては、専用ホームページで確認いただくか、事務局へお問い合わせください。

<事業全般> NO.3



他の補助金・助成金との併用は可能ですか？



●他の補助金・助成金等の内容によって併用が異なりますので、事務局へお問い合わせください。

<事業全般> NO.4



インターネットで販売している、高知県内宿泊施設向けの割引クーポンの併用は可能ですか？



●併用できます。

<事業全般> NO.5



各種ギフト券との併用は可能ですか？



●旅行会社において各種ギフト券(JTB旅行券、JCB商品券等)での支払いも、現金で支払ったものと同等に取り扱うこととしており、そのうちの交通費用に対する金額が対象となります。

<事業全般> NO.6



事業の全体像の質問があった場合、事務局(コールセンター)を紹介して良いですか？



●事務局を紹介していただいて構いません(TEL:0570-001-600)

<事業全般 Go To Travelキャンペーンとの関係> NO.7



そもそもリカバリーキャンペーンとは何ですか？  
Go To Travelキャンペーンとは違うのですか？



●本事業は、県内の宿泊を伴う旅行のうち、交通費用を助成する事業です。  
●Go To Travelキャンペーンについては、観光庁のホームページをご覧ください。

<事業全般 Go To Travelキャンペーンとの関係> NO.8



観光庁が予定しているGo To Travelキャンペーンがスタートした場合、併用は可能ですか？



●併用できます。ただし、旅行会社によって、本事業の助成金とGo To Travelキャンペーンの助成金の併用方法については違いがありますので、詳細は旅行会社までお問い合わせください。

<事業全般 Go To Travelキャンペーンとの関係> NO.9



Go To Travel キャンペーンがスタートの場合は、このキャンペーンはどうなるのですか？



●Go To Travelキャンペーンの状況も踏まえ、本キャンペーンの休止の判断を行います。

<事業全般 新型コロナウイルス感染症の拡大防止> NO.10



国内で新型コロナウイルス感染症が再び発生した場合などはどうなるのですか？



●チラシや専用ホームページで、以下の注意事項を記載したうえで、事業を行っております。  
●新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、お住まいの都道府県の移動に関わる方針に沿った行動をお願いします。  
●新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、直ちに事業を休止する場合があります。休止期間中は、原則として助成金の交付対象となります。

<事業全般 宿泊対象期間> NO.11



令和2年7月22日にチェックアウトしたお客様は対象になりますか？



●7月22日からの宿泊が対象です。7月22日のチェックアウトは対象になりません。

<事業全般 宿泊対象期間> NO.12



令和2年7月28日チェックイン→令和3年2月2日チェックアウトの場合、割引の対象となりますか？



●令和3年2月2日にチェックインしているのであれば、対象となりますが、3月10日消印超過ですので、お早目に申請していただくこととなります。

<事業全般 対象> NO.13



途中で高知県以外の都道府県に宿泊しても対象になりますか？



●メインの交通機関と高知県内での宿泊が証明できれば可能です。(例:東京→福岡で飛行機→レンタカー→高知→レンタカー→徳島→航空機→東京→高知)また、東京から航空機のみで徳島まで航空機で高知市内の宿泊証明書の発行に継続ができれば申請可能です。

<事業全般 対象> NO.14



素泊まりで宿泊料金が助成金額の上限5,000円より安いですが、宿泊の金額などは関係ありますか？



●本事業は宿泊料金の助成ではなく、交通費用の助成であるため、交通費が5,000円を超えれば問題ありません。また、交通費が5,000円を超えない場合は、その実費となります。

<事業全般 対象> NO.15



助成金收受の回数の上限はありますか？



●期間中、同一旅行者が複数回、高知県内で宿泊を伴う旅行を行った場合は、その回数に限り申請できます。  
●県内泊泊上りの複数宿泊の場合は、1回当たりの助成金は、公共交通機関や貸切りバスの場合には1人当たり、レンタカー・自家用バス等の場合は1台当たり5,000円です。  
●なお、交通費用を予め割引された金額申請又は手配旅行を購入した旅行者が、旅行後にも助成金を申請することはできません。

<事業全般 対象> NO.16



旅行者が観光バス利用の場合、1人当たりの助成にカウントしますが、学生など教育関係者に限り助成されるという認識で正しいですか？それとも、マイカーとして1台当たりの認識で良いですか？



●旅行会社・バス会社等で手配した運転付きのバスの場合は、1人当たりの助成となります。  
●修学旅行を含めて募集型受注型、手配旅行等は、1人当たり5,000円の助成となります。  
●一方で、自らが所持するバスを用いた場合(大学のバスを用いた場合等)は、自家用車と同じ扱いで、1台当たりの助成となります。

<事業全般 対象> NO.17



今年までの未済未済の申請を予定しているのですが、複数回の未済も、その年度で申請することは可能ですか？



●令和2年7月2日～令和3年2月28日の期間中の県内宿泊で、助成金の予算に余裕がある場合は、申請受付状況に關しては、事務局までお問い合わせください。

<事業全般 対象> NO.18



個人の方でも、交付の対象となりますか？(その必要条件は)



●まず、新型コロナウイルス感染症による国またく往來の制限等については、政府の方針に準拠します。  
●在日外国人の方にについては、交付対象となりませんが、お住まいの日本国内の金融機関に預金口座を有する者として、口座を条件とあれば、対象となります。  
●なお、外国人の方で、ネット銀行又はインターネット支店の口座をお持ちであり、印鑑をお持ちでない方については、申請書類の「印」部分にサインをさせていただきます。

<事業全般 対象者> NO.19



子ども対象となりますか？

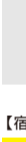


●大人と同様に、5,000円を上限として対象となります。(但し、公共交通機関に関しては有料での利用による場合は、例えばバスや高速バス・高知バスで産産を使用しない無料の幼児連れ以外です。)

<事業全般 対象宿泊施設> NO.20



キャンプ場は本事業の対象となりますか？

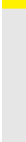


●旅館業法での許可を受けた施設(住居宿泊事業法に基づく区分を導き出た施設が対象となるため、キャンプ場に直接お問い合わせください)。

<事業全般 宿泊施設> NO.21



実家や親戚宅で無料で宿泊して、その関係者による証明できるとは、助成金の対象となりますか？



●対象にはなりません。あくまで、本事業で準備している宿泊施設、住居宿泊施設に宿泊して、その宿泊証明書を発行していただく施設に限定されます。  
●詳しくは、専用ホームページの対象宿泊施設ポータルをクリックしてください。

<事業全般 予約/手配の方法> NO.22



旅行会社に依頼した宿泊を伴う旅行旅行は対象外になりますか？



●旅行会社によって、本事業を取り扱っている場合と、そうでない場合があります。  
●あらかじめ割引された手配旅行に参画する場合は、まずは旅行会社にご確認ください。また、あらかじめ割引されていない手配旅行に参加する場合は、旅行者本人が申請を行うようにしてください。

【旅行者関係】<申請について> NO.23



期間内でも助成金の予算が足りなくなった場合、収支の状況を確認する方法はありますか？



●本ホームページで、おまかな状況を確認できるように致します。

【旅行者関係】<申請について> NO.24



ETCの利用照会サービス(https://www.etc-missal.jp/)において、割引情報が20日ほど確定するまで、ETCの画面で、どういった表示がされるのですか？



●高速道路ご利用後、約4～8時間後にはETC利用照会サービスに未確定(確認中)の内容で表示されます。  
●割引の可能性が全くない走行であっても、利用明細は一旦、「確認中」と表示され、その後(そのまま)確定(確定済)となります。(JR+タクシー・高速バス等の区間については、割引適用はできません。割引適用の有無にかかわらず「確認中」と表示され、その月の20日(確定)と表示され、確定した金額が表示されます。  
●助成金交付に当たっては、提出された利用明細が記載された「確認中」である場合は、10,000円を超過する利用料金が記載されているが、仮に割引が適用されたとしても5,000円以上となることと想定されるため、適宜申請者が確認のうえ、柔軟に対応していただくことを考えさせていただきます。

【旅行者関係】<申請について> NO.25



自宅にパソコンやプリンターがありません。ETCの利用明細については、スマホアプリから提出の方法はありますか？



●利用日時や金額が正確であれば、画面のスクリーンショットをコンビニで印刷したもので、問題ありません。

【旅行者関係】<申請について> NO.26



バイクのツーリングで来られるお客様は、高速道路を利用せずに来県して高知で宿泊する場合もあると思いますが、そういった場合は申請できないのでしょうか？



●自家用車の燃料代や消耗品等は対象としていないが、宿泊施設に来られるメイン交通手段として、申請できる利用手段はあります。ただし、旅行中にその他の交通機関を利用した場合は、対象となる可能性もあります。

【旅行者関係】<申請について> NO.27



インターネット(楽天、じゃらん等)サイト上のデータブック掲載の場合、即発金の申請者は旅行者となり、高知観光は旅行者が必要となります。但し、高知観光は申請者が旅行費を、どういった形で支払うのですか？



●旅行代理店業者が旅行予約サービスに利用する種別及び旅行料金の記載をさせていただきます。  
●詳しくは、専用ホームページをご覧ください。

【旅行者関係】<申請について> NO.28



メールを利用して航空券を購入し、航空機に搭乗した場合、乗機にお金を払うわけですが、航空券が戻金で返りますか？戻金にクレジットをお金と振入、助成対象となりますか？



●メールを利用して航空機への搭乗については、領収書が発行されないため、助成の対象外となります。

【旅行者関係】<申請について> NO.29



青年18歳までにより旅行した場合には、申請書類は領収書のみでかまいませんか？



●青年18歳までの利用については、領収書だけでなく、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できるように、「領収書(写しでも可)」に付随して、「青年18歳まで(写しでも可)」を添付していただくこととして、申請書類に記載された写真の写しは、携帯電話で撮影した写真を印刷したものでかまいません。  
●その他、ご不明な点は、コールセンターにお問い合わせください。

【旅行者関係】<申請について> NO.30



JRやバスの回数券により旅行した場合には、申請書類は領収書のみでかまいませんか？



●鉄道や高速バスの回数券については、領収書だけでなく、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できるように、「領収書(写しでも可)」に加えて、「乗車する鉄道(バス)の発着時間等を記載された回数券の写しを添付して申請してください。なお、「乗車する鉄道(バス)の発着時間等を記載された回数券の写しは、携帯電話で撮影した写真を印刷したものでかまいません。  
●その他、ご不明な点は、コールセンターにお問い合わせください。

【旅行者関係】<申請について> NO.31



県内在住者が交通機関を利用する場合、1つの交通機関の費用では5,000円に満たない可能性があります。例えば、須崎市在住者が、高知市までJRで移動し、JR高知駅から宿泊施設までタクシーで移動した場合、JRの費用とタクシー運賃の合計で請求しても良いのですか？



●1つの交通機関の交通費用が5,000円未満であれば、複数の交通機関の交通費用との合計で申請していただく問題はありません。(JR+タクシー・JR+レンタカー・レンタカー+高速代など)  
●ネット予約等の記載については、5,000円を超えている乗車利用者の方の申請手続を、よりわかりやすくするためにメイン交通に記載させていただきます。

【旅行者関係】<申請について> NO.32



金券ショップでJR切符を購入して高知市内から始発の最寄りまでJR移動する場合は費用は、助成対象となりますか？



●金券ショップが発行する領収書については、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できるように、「領収書(写しでも可)」に加えて、「購入したJR切符の写し」を添付して申請してください。なお、購入されたJR切符の写しは、携帯電話で撮影した写真も可です。  
●その他、ご不明な点は、コールセンターにお問い合わせください。

【旅行者関係】<申請について> NO.33



旅行者が申請する場合、同一家計に属していない友人・グループ等で宿泊した場合は、申請書類は1枚のみで良いのですか？



●申請書単位で助成金申請は1人1枚になります。また、支払をまとめていただく必要はなく、1枚の申請書は、代表者(申請者)の方が、各人の同意を得たものと署名すれば良いです。

【旅行者関係】<申請について> NO.34



旅行者が申請する場合、同一家計に属していない友人・グループ等で宿泊した場合は、宿泊証明書は1枚のみで良いのですか？



●申請書単位で振り込むことになるため、支払をまとめていただく必要はありません。ただし、申請者の場合(例：友人が1名が一緒に宿泊し、申請は名それぞれに申請)場合は、それぞれ必要の申請書類(宿泊証明書の原本が必要)のため、各1枚ずつ必要です。  
●チェックインの際に、宿泊施設に申し込まください。

【宿泊施設関係】<本事業への参画> NO.35



事業に参画したい場合は、事務局に申請が必要ですか？



●対象宿泊施設の条件は、指定する指定宿泊証明書を発行していただく施設に限定されます。  
●お申し込みは、専用ホームページで、施設名等掲載されています。

【宿泊施設関係】<本事業への参画> NO.36



事業に参画したい場合は、いつまでに申し込みが良いですか？



●期間中は随時受付いたします。但し、申請申し込み以前に宿泊に対しては、指定宿泊証明書を発行済み、助成金の交付対象外となりますので、お早めにお申し込みください。

【宿泊施設関係】<本事業への参画> NO.37



現在新型コロナウイルス感染症の影響でお客様からの受付が入らず休業中です。いづれ参画しても問題ないですか？



●営業日を明らかにしていただければ、参画したくは、問題ありません。

【宿泊施設関係】<本事業への参画> NO.38



この事業に参画することにより、宿泊施設のプロモーションも行うことができますか？



●本ホームページで、指定宿泊証明書を発行していただく宿泊施設名等を掲載させていただきます。  
●一般の方に本事業を募集目的で知っていただくプロモーションも行うことができるとともに、専用ホームページで宿泊施設をPRすることができます。

【宿泊施設関係】<本事業への参画・プロモーション> NO.39



宿泊施設ホームページでも、当キャンペーン情報を掲載して良いのですか？



●お問い合わせは、専用ホームページに掲載いたしますので、ご利用ください。

【宿泊施設関係】<助成金の設定を受けた旅行会社の確認> NO.40



旅行会社からの予約割引企画を企画されている場合、この企画に合わせながら、高知観光の申請は発行できるのでしょうか？



●専用ホームページ等で公開はしていますが、お手をのかかしますが、その程度、事務局(0570-011-600)にご確認をお願いします。

【宿泊施設関係】<指定宿泊証明書について> NO.41



指定宿泊証明書とはどのようなものですか？



●今回、本事業でお願いする指定宿泊証明書は、チェックイン日、チェックアウト日、宿泊者数、その内訳について大人・子ども等の人数を記載いただき、宿泊施設に証明していただくものです。

【宿泊施設関係】<指定宿泊証明書(旅行者用)について> NO.42



Go To Travelキャンペーンとこのキャンペーンのそれぞれに宿泊証明書の発行が必要ですか？



●Go To Travelキャンペーンと本キャンペーンのそれぞれに宿泊証明書の発行が必要となります。

【宿泊施設関係】<指定宿泊証明書について> NO.43



指定宿泊証明書を複数枚書くことで、宿泊施設にも多少の助成金が入りますか？



●指定宿泊施設への助成金はありません。  
●条件は、日帰りではなく宿泊しており、宿泊施設に予約があると考えています。

【宿泊施設関係】<指定宿泊証明書について> NO.44



指定宿泊証明書の証明日はチェックアウトの日ですか？



●指定宿泊証明書の様式には、4か所日付を記載する必要があります。上から、以下のとおりです。  
1 申請者が、申請書類の記入日を入れます。  
2 宿泊施設が、お客様からチェックアウトの日を記入してください。